びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部研究費補助金に係る内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部外部研究費補助金取扱規程(以下「取扱規程」という。)第25条第2項に定める内部監査の実施ついて必要な事項を定める。

(監査の定義)

第2条 内部監査(以下「監査」という。)とは、本学において委任管理を行う研究費補助 金等(以下「研究費」という。)の執行状況を、関係法令及び本学諸規程に照らし、検証 を行い、不正執行の未然防止と適正執行の推進を図ることをいう。

(監査責任者)

- 第3条 監査責任者は、取扱規程第5条において定める統括管理責任者をもって充てる。 (監査担当者)
- 第4条 監査を担当する者(以下「監査担当者」という。)は、統括管理責任者が部門責任者及び学内の教職員の中から学長に推薦し、学長が指名する。
- 2 監査担当者は、前項により指名された者とする。
- 3 統括管理責任者は、必要と認めたときは、前項に定める者の他、学長の許可を得て監査 業務を委嘱することができる。

(監査の方法)

- 第5条 監査の方法は、別に定める。
- 第6条 監査の対象となる公的研究費は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(文部科学省)」対象制度一覧に該当する競争的資金を中心とした公募型研究資金並びにこれらに準じる研究資金とする。

(監査担当者の権限)

- 第7条 監査担当者の権限は、次のとおりとする。
 - (1) 被監査部門の関係者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明、その他監査実施上必要なもの等の提出を求めることができる。
 - (2) 監査実施上必要と認められる各種会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(被監査部門の義務)

第8条 被監査部門は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査担当者の義務)

- 第9条 監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 監査担当者は、業務上知り得た事項は、正当な理由なくして他に遺漏してはならない。
- (2) 監査は、事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。
- (3) 監査担当者は、いかなる場合においても被監査部門の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

(不正防止委員会との連携)

- 第 10 条 監査責任者は、監査結果等について、監事及び会計監査人に報告し、意見を求めるなどして、有効かつ多角的な監査が実施できるよう努めなければならない。
- 2 監査責任者は、外部研究費補助金不正防止委員会と密接に連携を保ち、監査効率の向上を図るよう努めなければならない。

(監査の実施)

第 11 条 監査責任者は、監査の実施にあたり、予め監査日時・対象者について学長に承認 を得るものとする。

(監査の通知)

第12条 監査責任者は、監査の実施にあたり、予め監査対象者に通知するものとする。ただし、緊急または特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査結果の報告)

第13条 監査責任者は、監査の実施後、被監査部門に対し、その結果及び所見について講評を行い、被監査部門との合意に基づく監査結果の報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(改善是正の措置)

- 第14条 学長は、改善又は是正の必要があるものについては、該当する研究者の所属長を 通してその措置を命じるものとする。
- 2 前項の措置を命じられた所属長は、直ちにその措置を取り、学長に報告しなればならない。
- 3 学長は、内部監査の取りまとめ結果について、学内に周知を図り、類似事例の再発防止 に努めるものとする。

(監査結果の事後確認)

第 15 条 監査責任者は、必要があると認められたときは、監査結果の改善事項について監査対象者に事後確認を行うことができる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、理事会が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、内部監査に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、この規程は、平成 28 年 2 月 20 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 びわこ学院大学外部研究費補助金に係る内部監査規程およびびわこ学院大学短期学部外部研究費補助金に係る内部監査規程は、平成27年4月1日を以って廃止日を以って廃止する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年5月25日から施行し、令和3年4月1日に遡及して適用する。